

課税標準の特例となる対象資産（一部抜粋）

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する償却資産は、特例として固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を取得した場合は、申告書の提出と合わせて特例に該当することが確認できる書類を添付して提出願います。

【一部抜粋】

適用条項	特例対象施設等	課税標準の軽減率	添付書類等	
地方税法第349条の3	第28項	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/3(※) 調査が必要になりますので、該当する場合は一度ご連絡ください。	
	第29項	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/3(※) 調査が必要になりますので、該当する場合は一度ご連絡ください。	
	第30項	事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産	1/3(※) 調査が必要になりますので、該当する場合は一度ご連絡ください。	
地方税法附則第15条	第2項	公共の危害防止施設等（平成30年4月1日～令和2年3月31日取得分）		
		第1号 水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設	1/2(※) 特定施設設置届出書及び受理書、仕様書等の写し	
		第2号 土壌汚染対策法による特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設	1/2(※) 特定施設設置届出書及び受理書、仕様書等の写し	
		第3号 ごみ処理施設	1/2 一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証、仕様書等の写し	
		第4号 一般廃棄物の最終処分場	2/3 一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証、仕様書等の写し	
		第5号（イ） 産業廃棄物処理施設（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設）	1/2 産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証、仕様書等の写し	
		第5号（ロ） 産業廃棄物処理施設（上記以外）	1/3 産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証、仕様書等の写し	
		第6号 下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設	3/4(※) 除外施設設置届出書及び受理書、仕様書等の写し	
	第11項	低公害車燃料等供給施設（水素・天然ガス充填設備等） （平成31年4月1日～令和3年3月31日取得分）	3年度分 3/4	設備の仕様書及び金額、設置時期がわかる書類の写し
	第33項	特定再生可能エネルギー発電設備（平成30年4月1日～令和2年3月31日取得分）		
1号	太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、水力（5,000kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満）発電設備	3年度分 1/2(※)	【太陽光発電設備】 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し	
2号	太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）発電設備	3年度分 7/12(※)	【太陽光発電設備以外】 「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知書」の写し、電力会社との契約に関する書類等	
3号	水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満）発電設備	3年度分 1/3(※)		
第34項	熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備） （平成31年4月1日～令和3年3月31日取得分）	3年度分 11/12	設備の仕様書及び金額、設置時期がわかる書類の写し	

※「わがまち特例」…市の条例で独自に定めた軽減率を用いています。

適用条項		特例対象施設等	課税標準の軽減率	添付書類等
地方税法附則第15条	第44項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産 (平成29年4月1日～令和3年3月31日取得分)	5年度分 1/3(※)	企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し 必要 ※調査が必要になりますので、該当する場合は一度ご連絡ください。
	第47項	中小事業者等が生産性向上特別措置法に基づき取得した機械装置等 (平成30年6月1日～令和3年3月31日取得分)	3年度分 0(※)	先端設備等導入計画に係る認定申請書及び計画書、先端設備等導入計画に係る認定書、工業会等による中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書の写し

H31.3.31までに取得した資産について(参考)

【一部抜粋】

適用条項		特例対象施設等	課税標準の軽減率	添付書類等
地方税法附則第15条	第11項	低公害車燃料等供給施設(水素・天然ガス充填設備等) (平成23年7月1日～平成31年3月31日取得分) ※平成29年4月1日以降に取得したものは政府の補助を受けたもののみ対象	3年度分 2/3	設備の仕様書及び金額、設置時期がわかる書類の写し
	第33項(旧)	熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備) (平成27年4月1日～平成31年3月31日取得分)	3年度分 5/6	設備の仕様書及び金額、設置時期がわかる書類の写し
	第43項	中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づき取得した一定の機械装置 (平成28年7月1日～平成31年3月31日取得分)	3年度分 1/2	中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定申請書及び認定書、工業会等による中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書の写し

※「わがまち特例」…市の条例で独自に定めた軽減率を用いています。